

令和8年第1回(3月)大潟村議会定例会
生活産業常任委員会 会議記録
【 生活環境課・農業委員会・産業振興課 】

招集年月日	令和8年3月11日(水)		
招集場所	役場2階 「特別会議室」		
開会日時	令和8年3月11日(水) 13:58~17:07		
出席委員 (6名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委員 松本 正明
	委員 黒瀬 友基	委員 菅原 史夫	委員 大井 圭吾
欠席委員 (0名)			
出席職員 (14名)	<p>【生活環境課】 課長 薄井 伯征 主査 渡辺 祥達 主査 佐藤 洋平 主査 平ノ内 亮 主査 荒関 智彦 主任 宮田 征大 主事 三浦 紳</p> <p>【農業委員会】 事務局長 澤井 公子</p> <p>【産業振興課】 課長 伊東 寛 課長補佐 小林 豊 主査 小形谷 範子 主任 佐藤 真悟 主事 小野 舜 主事 岡部 勇将</p>		

付託事件	議案第2号 男鹿潟上南秋消防組合の新設に伴う関係条例の整備に関する条例案
	議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第8号 大潟村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第11号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第17号 令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案
	議案第18号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算
	報告第2号 令和7年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告
	陳情第2号 「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書
	要望第1号 要望書(土地改良事業推進に対する支援)

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>(開会 13:58)</p> <p>ただいまから、生活産業委員会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席委員数は6名です。定足数に達しておりますので、この委員会は成立します。</p> <p>委員会の会議記録の作成は当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。</p> <p>審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案を確認します。</p> <p>議案第2号「男鹿潟上南秋消防組合の新設に伴う関係条例の整備に関する条例案」、</p> <p>議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第8号「大潟村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第11号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」、</p> <p>議案第17号「令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」、</p> <p>議案第18号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算」、</p> <p>報告第2号「令和7年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」、</p> <p>陳情第2号「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書」、</p> <p>要望第1号「要望書（土地改良事業推進に対する支援）」、</p> <p>の以上9件です。</p>
工藤委員長	<p>休憩します。(14:01)</p> <p>再開します。(14:04)</p>
工藤委員長	<p>総務福祉教育委員長より、議案第10号「第3期大潟村総合村づくり計画について」について、連合審査会開催の申し入れがありました。</p> <p>連合審査会の参加についてご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声】</p>
工藤委員長	<p>それでは、連合審査会へ参加することが決定しました。</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>休憩します。(14:06)</p> <p>再開します。(14:50)</p>
工藤委員長	<p>それでは当委員会に付託された議案について、審査に入ります。</p> <p>はじめに議案第2号「男鹿潟上南秋消防組合の新設に伴う関係条例の整備に関する条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
荒関主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。</p> <p>採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第2号「男鹿潟上南秋消防組合の新設に伴う関係条例の整備に関する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
工藤委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第2号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
荒関主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
大井委員	一般的に日額、半日額は、それぞれだいたい何時間程度と想定されているものなのでしょうか。
荒関主査	会議が1回2時間ないし3時間で終わるようなものが半日額となります。午前午後をまたぎ、1日使うようなものであれば日額という区分になるのかと思います。
大井委員	時間によらず、昼食をはさんで続く行程があれば日額という理解でよろしいでしょうか。
荒関主査	ケースバイケースがあると思いますが、概ねその理解で間違いはないかと思っています。
菅原(史)委員	前も聞いたかもしれないですが、この防災会議委員と国民保護協議会委員というのは何名ずつで、任期はあるものなのでしょうか。あまり聞き慣れない委員でしたので教えてください。
荒関主査	防災会議と国民保護協議会、どちらも規模は同じような会議です。防災会議は委員が25名以内の構成です。国民保護協議会は、条例の規定では30名以内の委員です。
菅原(史)委員	趣旨と若干違ってしまいかもしれませんが、村から委嘱ということですが、何かの基準で選んでいるのでしょうか。どういうふうな委員として選んでらっしゃるのでしょうか。
荒関主査	委員は条例での規定になります。 地域防災会議の方は、直近では令和2年に開催されています。 国民保護協議会の方は平成19年の策定以来開催しておりません。
菅原(史)委員	例えば住区長であるといったような充て職となっているのでしょうか。
荒関主査	秋田地域振興局や、有事に活動する組織の方の充て職はあり、その組織の中から委員を出していただくということもあります。
菅原(史)委員	ということは地域の一般の方ではないということでしょうか。

発言者	発言要旨
荒関主査	現状では、どちらも一般の村民という枠での委員はありません。
黒瀬委員	今先ほどの説明で地域防災会議の方は直近では令和 2 年に開催されていて、国民保護協議会の方は平成 19 年の策定以来開催していないとお話でしたが、それを今回新たに整備するということは、何か予定があるということなのでしょうか。
荒関主査	この 2 つのうちの地域防災会議については、令和 8 年度当初予算に地域防災計画の改定の予算を計上しております。 国民保護計画については、長らく改定していないということもあって、その素案まで来年度着手の予定であります。
菅原(史)委員	参考までに教えていただきたいのですが、国民保護協議会は何をやるのでしょうか。
荒関主査	災害とは違い、第三国の武力攻撃等の事態を想定するような会議になります。
菅原(史)委員	第三国の侵攻を受けて避難等をするための協議会でしょうか。何を想定してやる協議会なのでしょうか。
荒関主査	大潟村国民保護計画では、不測の事態が発生した場合の村民の保護、安全な避難、救援などの活動内容となります。
工藤委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対

発言者	発言要旨
	<p>とみなします。</p> <p>議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
工藤委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第7号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第8号「大湊村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
渡辺主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
黒瀬委員	<p>条ずれとの説明でしたが、条例内で参照先が違っていたという部分もありました。これはそもそもが違っていたのでしょうか。それとも何かを修正していく中でずれが生じていったもののでしょうか。</p>
渡辺主査	<p>法律を参照している部分については、法律の改正がありずれていったというものです。</p>
薄井課長	<p>条例内の誤りですが、そもそもが違っていたのか、それともデジタルに落とす際に何か確認のミスで誤ったのかというのは今となっては判断がつかないです。</p> <p>結果的には、全く関係ないところを参照していたような表記になってしまっておりまして、今回いろいろと条例を参照していく中で気づいたので、改正させていただきたいといった趣旨になります。</p>
工藤委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>【なしの声】</p> <p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。</p> <p>採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第8号「大潟村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
工藤委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第8号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第11号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。</p>
佐藤主査 三浦主事 渡辺主査 宮田主任 平ノ内主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
黒瀬委員	<p>49ページの交通安全・防犯対策費のなかの工事請負費で26万円の減額となっていますが、元々総額でいくらの予定だったのでしょうか。</p>
佐藤主査	<p>当初予算では50万5千円の予定で計上しておりました。</p>
黒瀬委員	<p>カラー舗装と言われたので、もうちょっと目立つかと思っていたのですが、当初からこの予定だったのかなというのと、ここまで当初の予算との差があるのであれば、もう少し目立たせることができなかつたのかなというところがあるのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。</p>
薄井課長	<p>昨年、令和7年度予算を計上するときに、東4丁目、5丁目に向かう交差</p>

発言者	発言要旨
	<p>点で、非常に事故が多いため、何か対策をとらなければならないということで、カラー舗装を検討しました。赤、青、黄色といったカラー舗装が候補にあがったのですが、これらの色は早く劣化してしまいます。</p> <p>例えば、ここから行くとカントリーの東側を通過して八郎潟に向かうところの交差点の手前が赤いカラーで舗装されていますが、結構短期間で劣化してしまっているという実情がありました。</p> <p>ですので、どういったデザインが、進入速度の抑制を喚起できるかといったときに、今のデザインがいいのではないかということに落ち着きました。</p> <p>予算計上するときには、例えばドットラインの部分を、交差点に近づくにつれて長くするといった考え方もありましたので、多めに予算計上していました。</p> <p>最終的に他の工事と同じタイミングでやれたため、想定よりも安価な金額で請け負っていただいて、施工できたといった形になります。</p>
松本委員	<p>関連してですが、昨年度もラインを引いて頂いたと思いますけれども、よく事故がある、東の住区に行くところに関しては、毎年事故が起きます。</p> <p>その事故率がかなり高いので、視覚に訴えるにしても、専門的なところに相談するなどした方がいいのではないかと思います。</p> <p>その安全性をどうするかということも、毎年のようにあそこで事故が起きていますので考えていかないといけないと思います。</p>
薄井課長	<p>委員おっしゃる通りだと思っております。</p> <p>今回のラインの施工に関しましても、昨年度の予算要求の段階で課の中で協議いたしまして、五城目警察署の助言もいただいております。</p> <p>看板やのぼり旗などを立てるのは、あまり効果がなく、かえって危ないとのことでした。</p> <p>それよりは、こういう方法もあるということで、今回施行したドットラインの形に落ち着いたわけですが、確かに委員おっしゃるように、事故が起きている事もまた事実でございまして、そこは五城目警察署のご指導も仰ぎながら、今後有効な対策を考え、それが可能であれば具体的に実施して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
黒瀬委員	<p>59 ページの自然エネルギー100%の村づくり推進事業ですけれども、減額もあり、翌年の繰越もあり、多分去年からの繰越もあると思います。</p> <p>実施した事業もあると思いますが、金額を整理して、例えば去年の繰越分</p>

発言者	発言要旨
佐藤主査	<p>はこれだけやっていて、今年の当初のうち、どれだけやってなくて繰り越したなど、そのあたりの整理をもう一度教えていただけますか。</p> <p>今、どの年度の財源をどの事業に充てるのかといったことを、東北地方環境事務所と協議しているところです。</p> <p>家庭用の太陽光発電設備については、約 6,000 万円ほどの実績がございました。そちらについては今年度の当初予算を充てる予定としております。</p> <p>繰り越した財源につきましては、現在オーリスで、実施しております、ひだまり苑、小中学校、こども園への太陽光パネルおよび蓄電池の、今年度までに実施できた部分を、村で繰越明許を行った財源を充てる予定としております。</p> <p>村では繰越明許ですが、国の財源としては事故繰越となります。</p> <p>来年度に係る分については今年度交付決定をし直した上で、繰越明許をしてそれを充てるといった調整をしております。</p> <p>あと細かなものでは、役場車庫への太陽光パネルを設置しているのと、日産のサクラおよびホンダの N-van を、公用車として導入した際に、リース会社へ支払う補助金も実施しております。</p> <p>正確な数字は後ほど表にして提出したいと思います。</p>
工藤委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>ないようですので、生活環境課部分の質疑を終結します。採決は産業振興課部分が終了した後に実施します。</p> <p>次に、議案第 17 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。</p>
荒関主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
黒瀬委員	<p>契約先は秋田県で、実務は ONE・AQITA になるという説明でしたが、今後 ONE・AQITA に委託する場合は、基本的にはその形となるのでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
荒関主査	ONE・AQITA に委託をする際は全てこの形で、契約は県と行い、県が再委託という形で ONE・AQITA に依頼するものになります。
工藤委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	それでは討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 17 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 17 号は全会一致により可決すべきものと決しました。 次に、議案第 18 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。
荒関主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。
松本委員	下水の本管は球場の方から来て体育館の下を走って南側の方に抜けているのでしょうか。
荒関主査	体育館の東側に砂利道があると思いますが、その下を通っているような形で、そこが増築する予定部分に重なってしまうという状況です。
松本委員	そうすると球場の方が上流になっていて、工事している間は球場の下水は

発言者	発言要旨
	使えないのでしょうか。
荒関主査	工期自体は数ヶ月の予定ですが、下水管入れ替えの期間は 10 日間ほどです。球場程度の汚水量であれば、特に使用制限を設けず工事できるとの見込みです。
黒瀬委員	体育館のメインの工事があるからかなと思うんですけども、こういった工事業での債務負担行為というのはあまり聞かないんですけども、実際の契約の時期、もしくは入札等の時期と工期というのはどれぐらいで考えているのか教えていただけますか。
荒関主査	まず経緯ですが、増改築事業に下水工事を含めるなど、いろいろな手法があったと思いますが、今回の大潟村では、下水を先行して整理する方法にしました。工期等は、債務負担行為の設定をして、年度内の入札、6 月中の完成を目指すものです。
工藤委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	それでは討論を終結し、採決いたします。 議案第 18 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 18 号は全会一致により可決すべきものと決しました。 次に、報告第 2 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
宮田主任	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただいまの説明について質疑を行います。 質疑ございませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	それでは討論を終結し、採決いたします。 報告第 2 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、報告第 2 号は全会一致により承認すべきものと決しました。 次に、産業振興課の審査に移りますので、当局は交替してください。 なお、一般会計補正予算案の採決に入る前にまた呼びますので、課長と書記の方は戻って同席してください。
工藤委員長	休憩します。(16:00) 再開します。(16:07)
工藤委員長	それでは、次に産業振興課と農業委員会の産業部門についての審査を行います。議案第 11 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案について」当局の説明を求めます。
小林課長補佐 澤井事務局長 小形谷主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただいまの説明について質疑を行います。

発言者	発言要旨
	<p>質疑ございませんか。</p>
大井委員	<p>環境保全型農業直接支払交付金について、申請人数と実績報告のあった人数を教えてください。</p>
小野主事	<p>資料がございませんので後ほど調べたうえで、回答させていただきたいと思います。</p>
齋藤副委員長	<p>林業費の松くい虫防除対策事業費補助金の説明で、要望した額よりも低い額が決定額となったとのことですが、こういった形で決まるものか説明をお願いしてよろしいですか。</p>
小野主事	<p>こちらにつきましては、内示額が少なかった理由につきましては、国の予算が減ってきているというのがまず1つ、あともう1つとしましては、松くい虫の被害がかなり広範囲に広がっているということで、要望する自治体が多いなどの理由がありまして内示額が非常に低くなっているといった状況にあります。</p>
黒瀬委員	<p>温泉保養センターの指定管理料の増額についてですが、令和7年分の燃料費内訳として、どのぐらいの割合が熱供給分で支出しているか分かりますでしょうか。また、もう1点これに関しては、本格稼働初年度だからなのか今後もこのような傾向が続くという考え方なのでしょうか、教えてください。</p>
小形谷主査	<p>金額ベースの割合でお答えします。灯油分が2,514万7,922円で、熱供給分が2,413万3,235円になります。2つ目の質問の初年度だけで今後も続くのかという話ですけれども、まず本格稼働したのが令和7年2月ということで、1年通して稼働したのは令和7年度が初年度になるわけですがけれども、使用量は大きく変わっておりませんので、今後は灯油単価に影響されることになります。熱供給の単価も基本的には一定といいますか、1kWhあたり16.5円ですので、灯油単価がこの金額に近づけば、指定管理料への大きな影響はないと考えられますが、来年度以降も同じような傾向は続くと思われます。</p>
黒瀬委員	<p>令和7年度は、ほぼ1年通して稼働している状況の中でも灯油代は半分ぐらいもっていかれている状況なのですか。燃料のほとんどが熱供給によって賄われているというわけではないということでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
小形谷主査	<p>実際には、今年度フル稼働しておりません。月に1回程度、長ければ1週間程度供給がストップすることがありましたので、フル稼働するとさらに熱供給分の使用量が増える見込みです。例えば今年2月に熱導管の破損が見つかり、一時的に停止したことがございますが、このようなことがない限り、フル稼働すると、熱供給分が増える見込んでおります。</p>
黒瀬委員	<p>定期的なメンテナンスはあってもフル稼働した場合は、どの程度の割合になるかっていうのを把握されていますか。</p>
小形谷主査	<p>それについては分かりかねます。</p>
黒瀬委員	<p>指定管理料を支払ってないホテルは、熱供給によって燃料費が上がっている分は、全て自腹で持ち出しているような感じになるのですか。</p>
小形谷主査	<p>黒瀬委員のおっしゃるとおりホテルにおいては指定管理料の支払いがございませんので、ホテルの持ち出しといいますか経費として掛かり増しになっております。</p>
黒瀬委員	<p>そこまで財政的な余裕があるとは思えないのですが、指定管理は協定があって、燃料費が上がることから指定管理料の増額になるかと思われませんが、ホテルは、今後も協定における協議の前提っていうのはないということなのですか。</p>
小形谷主査	<p>現段階ではそういった協議等は行っておりません。ホテル部門に関しては県ですし、ふるさと交流施設分については村の指定管理です。県においても村においても、今現在は指定管理料を支払っておらず、あくまでも利用料金制ということで指定管理者の収入で利用料を徴収したうえで運営するといった形になっております。</p>
齋藤副委員長	<p>情報発信強化事業についてですが、著名なインスタグラマーによる情報を発信するような事業だったかと思いますが、実績があまりなかった理由を教えてください。</p>
小形谷主査	<p>情報発信強化事業についてですが、ブログ、インスタ等のSNSによる情報</p>

発言者	発言要旨
	<p>発信については、情報発信業務委託料の部分になります。現在3名の村民の方に取材と原稿作成をお願いしているものでございまして、そちらの活動時間の減となっています。なお、地域おこし協力隊も取材等行っております。発信が少なかったといったことではなく、そういった形での運用による実績減ということでご理解いただければと思います。</p>
工藤委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>それでは議案第11号「令和7年度大湊村一般会計補正予算案」の質疑を終結します。当局は関係課の課長を呼んでください。</p>
工藤委員長	<p>休憩します。(16:40)</p> <p>再開します。(16:47)</p>
工藤委員長	<p>まずあらかじめ委員会の時間を6時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声】</p>
工藤委員長	<p>それでは委員会を6時まで延長といたします。</p> <p>事務局より答弁を保留していた部分についてお願いいたします。</p>
小野主事	<p>先ほど委員から質問のありました環境保全型農業直接支払交付金の取組人数につきましては、申請者が255名に対し、実績報告あった方が222名となっております。</p>
大井委員	<p>33名の方が取りやめたということでしょうか。</p>
小野主事	<p>そのとおりです。</p>
大井委員	<p>減額が大きくて取りやめた人数も多いかと思っていましたが、1人あたりの単価は出せそうですでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
小野主事	<p>単価はすぐに出せません。取組メニューによって金額が異なっておりまして、中干しですと 10a あたり 4,000 円ですとか有機農業であれば、1 万 4,000 円ですとか、取組メニューによる単価の違いがあります。</p>
工藤委員長	<p>それでは休憩前に引き続き、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>それでは討論を終結し、採決を行います。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第 11 号「令和 7 年度一般会計補正予算案」の当委員会に関係する部分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
工藤委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって議案第 11 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、陳情等の審査に移りますので、当局は課長と書記の方々を残して退席をお願いいたします。</p> <p>陳情第 2 号「最低賃金の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。初めに配付資料の黙読をお願いいたします。</p> <p>【資料の黙読】</p>
工藤委員長	<p>それでは、本案件について、ご意見ございませんでしょうか。</p>
松本委員	<p>最低賃金のこの陳情書に関して最後に 4 つ項目がありますが、以前に石破首相は 2020 年代に最低賃金を 1,500 円にという話をしましたが、今までの経緯からすると年間 7,6%の賃上げを続けていかないと 1,500 円になっていかないわけで非常に難しいと思います。最低時給を上げていくことに反対はしませんが、大幅に引き上げ、このスピード感でいくと企業が付いていけないだろうということで、以前の陳情でもありましたけど 2020 年代にもうあと 4 年 5 年しかないところで、2020 年代で 1,500 円は早期には厳しいですし秋田県内の企業においても相当苦しいことになると思います。また、最低賃金法全国一律制度に改正</p>

発言者	発言要旨
	<p>するためとありますが、確かに時給が高い方に人が流れていくことはあると思いますが、例えば最低賃金が東京と秋田で一緒だったとしても、地方から都会への流出は、変わらないのかなという気がいたします。ましてやそれ以外にも、他の職業で給料が高い最低賃金以外のところの給料が高い職種に就いていくことは、なかなか一律制度に改正したとしても地方との差は人口減少に歯止めをかけることには繋がらないと思うため、最低賃金を同一にはできないのではないかなと思います。唯一、賛同できるようなところとすれば、賃上げができ経営が継続できるよう社会保険の事業主負担の減免、中小企業小規模事業者への支援策を抜本的に拡充強化するという点において賛成できますが、それ以外はなかなか賛同できないというところで私としてはこれ全体を考えるとなかなか厳しいところもあり、かなり厳しい要求になっていると思いますので賛同はできないかなと思います。</p>
黒瀬委員	<p>去年も同様の陳情が提出されていまして、去年に関しては、1,500円を目指す点に関しては、経営側としては厳しいところではありますが、やっていけないところかなというところで、前回は賛成したかと記憶しています。その1,500円を達成することと、一方で3番の中小企業小規模事業所への支援拡充をするところは、前回と同じで引き続き賛同できると思いましたが、4番目の発行日を最短とするというところに関しては、仮に1,500円を目指すのであれば、1.5倍ぐらいに上がるわけなので、それを最短で発行させることは、経営側にとっては無理があるかなということを見ると、やや現実的ではない部分がありまして、昨年は賛成したんですけども4番目の記載が加わったことによって、現実的に難しいのかなというところがありまして、賛同しにくいなと考えております。</p>
齋藤副委員長	<p>私も前回反対したかと思いますが、根本的には最低賃金を国が定めていくことによって賃上げの底上げを図ることは、基本的にやるべきじゃないような感じがありまして労使でもってきちんと協議をして、その中で賃金を決めていく方が正しいのかなと思っております。最低賃金を上げていくことの最大の欠点はどうしても雇用が失われる可能性がどうしても出てくることもありますので、早いペースで上げていく部分については、比較的慎重にやるべきではないかというふうに思います。社会保険料については、陳情内容が正しいとは思いますが、全体としてももう少し慎重に支援のあり方も含めて考えていくべきだと思います。そのため今回も賛成はできないかなというふうに捉えています。</p>
菅原(史)委員	<p>私も前回反対したと記憶していますが、今後の秋田県の最低賃金が出ていまし</p>

発言者	発言要旨
大井委員	<p>たが、人手不足で最低賃金では人は来ないという状況も確かにあります。そのため、最低賃金が果たしてどこまで影響するのかは疑問があります。最低賃金の全国一律は確かに理想ですが、先ほど発言があったように、それが一律になって何か変わるかっていうのが非常に疑問なところです。また、社会保険料については、なるほどと一瞬思いましたが、事業主負担が減免された場合に、どこが負担するのということが当然出てきて、その社会保険財源を明確にしなければ、今後社会保障の問題にもなってくるのかなと思いますので、不採択ということを考えています。</p> <p>私も前回反対してまして、今回も地方における従業員数人の中小企業の財政状況を考えると最低賃金を全国一律にするっていう部分では、小さい事業者を守る部分で大変きついと思いますし、全国格差が 200 円程度ということですが、イメージ的にはもっと全国格差は大きいのではないかと感じています。そのため最低賃金を一律に合わせるっていうのも非常に強引な部分を感じます。</p>
工藤委員長	<p>それでは皆さんから意見が出ましたので、採決をいたします。</p> <p>陳情第 2 号「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
工藤委員長	<p>【挙手なし】</p> <p>挙手少数であります。</p> <p>よって、陳情第 2 号「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書については、不採択すべきものと決しました。次に、要望第 1 号「要望書(土地改良事業推進に対する支援)」についてを議題といたします。これについては、以前、土地改良区の方から説明を受けましたので、黙読を省略いたしまして、皆さんの方から何かご意見があればよろしくお願ひいたします。</p>
菅原(史)委員	<p>毎年要望書が提出されていますが、今回も村の方向性から大きくずれた要望ではないと思いのので、今までの国営事業、県営事業その他の事業への支援ということで、これで要望としては受けてよろしいかと私は思います。</p>
黒瀬委員	<p>例年の内容で、これまで続いてきた国営事業の件でもありますし、村・議</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>会議長も含めて、要望活動等を行っている内容になるかと思しますので、賛成採択するという方向でいいと思います。</p> <p>それでは採決をいたします。</p> <p>要望第1号「要望書(土地改良事業推進に対する支援)」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
工藤委員長	<p>【挙手多数】</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、要望第1号「要望書(土地改良事業推進に対する支援)」については、採択すべきものと決しました。</p> <p>以上で当委員会に付託のありました案件は全て終了をいたしました。</p> <p>これで生活産業委員会を閉会いたします。</p> <p>(閉会 17:07)</p>